

泉鏡花「愛と婚姻」の再検討

峯 村 至 津 子

切なる恋の心は尊ときこと神の如し

樋口一葉が、その雑誌「随感録 一」冒頭に右の言葉を記したのは明治二十五年八月のことである。⁽¹⁾ 筑摩版全集の脚注（野口碩氏）は、「明治二十五年二月刊『女学雑誌』第三百三、三百五号に掲載された透谷の「厭世詩家と女性」の影響を受けていると思われる」と指摘する。断定することはできないまでも、少なくとも一葉の視野にキリスト教が入ってきていたこと、『女学雑誌』を読んでいたことなどは確実にわかるため、一葉が透谷を意識していた可能性は十分にある。⁽²⁾

今さら言うまでもないことだが、北村透谷のこの評論に代表されるように、明治二十年代は、恋愛・婚姻について、雑誌の誌上など公の場での議論が様々になされ、⁽³⁾ 価値観の転換が図られていた時代であった。「厭世詩家と女性」発表の前年には、『女学雑誌』主宰者巖本善治が、「婚姻は神聖の事なり。須らく大道に循^{したが}ひ、万事を尽して之を鄭重に

すべきものなり」(「婚姻論」⁽⁴⁾)、「恋愛は神聖なるもの也」(「非恋愛を非とす」⁽⁵⁾)などと主張して、「新夫妻相合することの平易淡泊なるは、其相離るゝことの亦た淡泊平易なるに同じ」(「婚姻論」第六章、第二七七号一頁)といった、婚姻に対して無頓着な世情に対して意識の变革を迫り、婚姻を人生の最重要事に位置づける論を誌上で展開していた。即ち、「夫妻の交わりによりて、人類の地位、真命、理想を察悟することを得るなり」(「婚姻論」第五章、第二七五号四頁)というのである。

こうした流れの中に置いて見た場合、次の一文はどのように見えるであろうか。

要するに社会の婚姻は、愛を束縛して、压制して、自由を剥奪せむがために造られたる、残絶、酷絶の刑法なりとす。泉鏡花の論説「愛と婚姻」(『太陽』第一巻第五号〔明治二八・五・五 博文館〕「家庭」欄初出、署名は「鏡花生」)からの引用である(初出誌二二六頁)。独り『女学雑誌』に止まらず、恋愛や婚姻の意義が喧伝されていたこの時代、泉鏡花も、その恋愛・婚姻論を公にした。その同時代に於ける位置づけを見るのが本論文の目的である。詳しい検討は後に譲るが、右の一節は、「人の未だ結婚せざるや、愛は自由なり」(同右)という主張の後に置かれている。巖本の、結婚も離婚もさほど拘りなく適当に行われがちな世相を憂い、婚姻を崇高なものに高めてゆこうとする論調と見比べた時、鏡花が独身時に於ける愛の自由と対比して、婚姻に負わせようとする「愛を束縛」するものとしての苛烈な負のイメージは、随分異質な印象のものである。これを、「鏡花の『愛と婚姻』」(『太陽』明治28・5)が「女学雑誌」の婚姻論の動向と重なるものと目される⁽⁶⁾というふうに捉えることが果たしてできるであろうか。少なくとも両者の足並みが揃っているとは言いい切れず、その主張には、ずれがあるように見える。以下、第一章で「愛と婚姻」の研究史に言及しつつ、具体的に問題提起する。

一 残絶、酷絶の刑法——「愛と婚姻」に於ける婚姻制度否定——

① 研究史を踏まえての問題提起

先に引いた「愛と婚姻」に於ける一文は、社会制度としての婚姻を激烈な調子で否定し去ったものであることは明白である。但し、ここで言われる「社会の婚姻」の指し示す内容や、それに対する鏡花の見解については、研究史に於ける把握の仕方に揺れが存在している。

かつて興津要氏は、先の引用箇所を引いて「個人的な愛情を度外視したところに成立する、我国の結婚への否定観」と要約し、更にその把握を、「それがただちに「外科室」にと発展し、具体化されていたことは、説明するまでもない」と、同時期の小説読解に反映させた。そこからは、「外科室」『文芸倶楽部』第六編（明治二八・六・二〇 博文館）初出）を「外的な条件によつてうちひしがれる、内面的な人間性、愛情の尊さ、美しさを正面きつて主張した」作品と見る解釈が導き出されることになる。⁽⁸⁾ 右傍線部のように言うことは、主人公の男女が現世で結ばれぬことへの嘆きを「外科室」に見て取つていうことである。こうした解釈は、「この世で成就しえぬ恋を死によつて実現しようとし、死にゆく兩人によつて愛が永遠化された」⁽⁹⁾ というように、その後の「外科室」研究史に於いても長く受け継がれることになる。

右の吉田昌志氏の見解は、「外科室」上の末尾、ヒロインの貴船伯爵夫人が、夫や親族の面前で、自らの手術を執刀中の高峰医学士に思いを伝え、高峰の握るメスに自らの手を添えて自決する箇所を、主人公二人の思いが通じ合った、というふうに読んでいることを示している。そうであるならば、それを即、「愛と婚姻」に於ける鏡花の発言「あゝ結婚を以て愛大成したるものとなすは、大なるあやまりなるかな」^(おほい)（二二六頁）を念頭に置いて〈恋の成就〉と捉

えることも、十分可能であるわけだ。しかし、吉田氏の「この世で成就しえぬ」という表現は、両者の思いが通ずるだけでは「成就」とは言えず、婚姻というようなかたちをとることが「成就」である、と捉えていることを意味するだろう。⁽¹⁰⁾ 吉田氏が「外科室」について、「現世での敗北を必至とすることによって、「恋愛」を「聖化」する立場への移行を示す作品」、「聖化」された恋愛が現実の社会では実現されえず、現実を超えた世界（天上）での成就が望まれている」⁽¹¹⁾などと言う時、愛による婚姻の不成立、愛によらない婚姻の横行を、「現実の社会」の問題点として指摘した論説として「愛と婚姻」を見る、かつての興津氏と同様の解釈に立っていることを窺わせる。

こうした解釈がある一方、同様に本論説を「社会制度を維持するための愛なき婚姻を批判する文章」と要約しつつ、興津・三好、両氏らとは異なり、「外科室」に於ける「確乎とした想の世界が、それを許さぬ世俗の力と対立的に描かれているか」というと、決してそうではない⁽¹²⁾として、論説と小説「外科室」との間に隔たりを見る十川信介氏の論もある。ただいずれにせよ、婚姻制度そのものの否定というよりも、右に挙げた先行説が本論説を〈愛なき婚姻の否定〉と捉えているところは共通している。こうした捉え方は、研究史に於ける唯一の「愛と婚姻」論である市川祥子氏の論にも示されているものであるが、⁽¹³⁾ここで疑念が湧いてくるのを禁じ得ないのは、〈愛なき婚姻を否定して愛による婚姻を奨励する〉と表現できるような主張が、本論説の本文には書かれていない、という点である。小説であれば、明確に語られないことを空白部に読むことも重要であろう。しかし、小説とは性格を異にする論説ということもあり、作者の主張がどう語られているか、或いは語られていないか、ということ、一旦ありのままに読み、それが論説とは別の媒体である小説に移しかえられた時にどのように転化するかを見極める必要があるのではないだろうか。

例えば市川氏が「「愛と婚姻」もまた、結婚に際しては「愛」を必要なものと考えている」（市川論文二八頁）と言う時、その発言の根拠として引いている論説の第六段落目は、次のような論旨を持つ。「社会」は「個人的に処し得べき

ものにあらず」、人は、「親」「子」「夫」「知己親類」「奴僕」「君」「国」「家」に囚われ「支配」されるものであり、それらに「我」という意識を持つて対する時、「不幸」「艱難辛苦」が生じる。しかし、「完全なる愛」は「無我」であり、そうした境地に於いてはどのような苦難も「喜むで、甘じて、これを享」けることができる（以上二二六頁、と。ここでは、人は個人の力では抗うこと叶わずに「社会」に縛られるしかないということと、そこからの解放が「完全なる愛」によってもたらされる可能性とが述べられているのだが、ここで説かれる「完全なる愛」＝「無我」の境地を、即〈愛による婚姻〉と読み替えることが果たしてできるのであるか。この箇所からわかるのは、鏡花が理想とする人間関係に於いて「無我」の「愛」を必要不可欠としていた、ということだけであって、そこに「婚姻」が想定されていたところまでは読めない。少なくとも論説内でそういうふうには述べられておらず、直後の第七段落冒頭で「愛の分弁」（「愛から派生するもの」という意で用いられていると見られる）として例示されるのも、社会的な制度としての婚姻から外れた、「情死」「墮落」「勘当」といったタブーに属するものばかりである（二二六頁）。

市川論文で指摘されているように（注13参照）当時の婚姻論に於いて〈恋愛結婚の奨励〉が特に珍しいものではなかったにも拘わらず、「愛と婚姻」に於いてはそれが明確に推奨されない、ということになると、そのこの意味は無視できないのではあるまいか。つまり、〈愛なき婚姻の否定〉（愛による婚姻の奨励）といった理解だけでは捉えきれないものが本論説には含まれていること、それを想定する必要性が示唆されているのである。

「愛と婚姻」論と銘打つ先行論文は右市川氏の論のみであるが、その論旨には後述するように矛盾する点もある。また、それ以外の「外科室」論などの中で部分的に言及されたものも合わせて、研究史の整理や問題点の指摘・検討が十分になされないまま諸説が累積している状態でもある。¹⁴「愛と婚姻」の主張が同時期の「外科室」をはじめとする小説に於いてどのような展開を見せるか、ということは改めて検討したいが、本稿ではまずその前段階として、研究史

を整理して問題点を析出しつつ、「愛と婚姻」の本文に即した再検討を行う。そして、鏡花の創作活動初期に於ける恋愛観とその同時代に於ける位置づけをいまい少し明確にすることを試みる。先に見たように、「愛と婚姻」をどう読むかということは、そのまま同時期の「外科室」などの小説の読み方にも影響を及ぼす。論説の主張がいかに小説に反映しているか、そのありようや、この時点での鏡花に於ける論説と小説との関係について今後再検討するためにも、「愛と婚姻」が同時代に於いて発信していたものが何であったのか、改めて検討する必要があると考える。

② 論説「愛と婚姻」の主張は〈愛なき婚姻の否定〉なのか

これまでの研究史に於いて読まれてきたように、「愛と婚姻」が否定しているのは〈愛なき婚姻〉なのだろうか。「愛と婚姻」の冒頭で投げかけられる、世間で祝福される婚姻が本当にめでたいものか、という問いかけは、確かに当時行われていた婚姻の実態を考えれば、市川氏の言うように「親や親類によつて相手が定められ、彼らに祝福される当時の結婚のあり方に対して疑問を呈し」たもの（市川論文、二七頁）、と捉えられる可能性はある。但し、従来の恋愛・結婚観の見直しが迫られていた明治二十年代に於いて、当人同士が自らの意志で相手を選択した末の婚姻というものが一切無かつたとは言えないわけだが、⁽¹⁵⁾ここではそういう〈愛の有無〉ということが問題として俎上に上せられておらず、ただ「婚礼」全般に対していきなり「婚礼果してめでたきか」（二二五頁）と疑問が突きつけられていることは、念頭に置いておきたい。鏡花に言わせれば「めでた」い「婚礼」とは、「小説に於ける男女の主客が婚礼」のような「二局部の話柄に留まるのみ」（二二五―二二六頁）だというのだから、それは取りも直さず、現実にはめでたい婚姻などありはしない、と、婚姻を全否定しているようにも受け取ることができるのである。

続く箇所で指摘される、結婚した男女が「多々他人に因りて左右せられ、是非せられ、猶且つ支配さるゝ」（二二六

頁) という問題については、論説の後半部で、「愛のためにせずして社会のためにす」る「古来我国の婚礼」と対比して、「もしそれ愛によりて起る処の婚姻ならむか、(中略) 凡ての関係者何かある、そもく社会は何かある」というように、愛にのみ起因する婚姻であれば、それらの「懊惱不快なる」「束縛」や「社会」を意に介さずとも済むはず、といった主張がなされているので(一二七頁)、これらの箇所だけを見ると、先に示した先行の諸論のような「旧来の婚姻制度を批判し、恋愛結婚を奨励」したものととして、本論説を捉える解釈が出てくるのも一応は肯ける。但し、ここでも論説本文と照らし合わせたときに問題になるのは、右に引いた主張の後、論の展開は〈愛による婚姻の奨励〉という方向には一切進まず、婚姻とは「社会に対する義務の為に」するものである、という主張が繰り返して語られている点である。この論説の終盤から末尾に至る迄の三段落七百字程度の分量の中で、婚姻が「社会(に対する義務)のため」であるということが六回反復されている。⁽¹⁶⁾ この論の展開を無視して、市川氏が言うように「結婚を「社会に対する義務」であるとした後、旧来の婚姻制度を批判して自由恋愛による結婚を奨励する」という当時の婚姻論の一般的な論調を取り戻している」(市川論文三一頁) と言うのは、あまりにも無理があると言える。「自由恋愛による結婚を奨励する」文言など、その後一度たりとも出てこないからである。この論の展開から読み取るべきは、むしろ、婚姻とは社会の為以外にはあり得ない、という主張ではないのか。

更に言えば、鏡花が否定する「愛のためにせずして社会のためにす」る婚姻＝愛のない婚姻、というふうに直結・断定してよいのか、という点も疑問である。「愛と婚姻」で繰り返し強調されているように、婚姻というものが「社会のため」の制度である以上、たとえ当人同士の間で愛があったとしても、愛のためだけに婚姻を成立させることが果たして可能であるのか。婚姻を結ぶ以上は、そこに社会に於ける一単位としての意味が生じ、特に当時においては「子孫」がないことは許されない(「愛と婚姻」一二七頁) といった家の存続の問題なども絡んでくることは如何ともし難い

のではないのか。つまり、愛の有無に拘わらず、婚姻とはすべて「愛のためにせずして社会のためにす」るものなのではないのか。後述するように、論説全体を見渡すと、右に列挙した如き問題意識を鏡花が抱いていたことが窺える。⁽¹⁷⁾ 鏡花が批判する「愛のためにせずして社会のためにす」る婚姻とは、必ずしも〈愛のない婚姻〉といったものを単純に意味するのではなく(注(17)参照)、この論説の本文には、社会的な制度としての婚姻と個人の感情とにどのような折り合いをつけるか、或いはつけられないか、といった問題に鏡花が踏み込もうとしていた跡が刻印されている。

「社会は普通の場合に於て、個人的に処し得べきものにあらす」「常に我といふ一個簡單なる肉軀を超然たらしむることを得て」(二二六頁)といった個人に圧をかける社会の力の強さ、そして、「社会に対する義務の爲めに止むを得ずして結婚をなす」「何となれば社会は人に因りて造らるゝものにして、人は結婚によりて造らるゝ者なればなり」(二二七頁)といった、人間ひいてはその集合体である社会にとっての婚姻の役割、これらを認識していたことを論説内で明示している鏡花であってみれば、社会の中で婚姻によって生じる様々な軋轢が、恋愛による婚姻でありさえすればすべて消滅する、と信じていられるほどおめでたかったはずもない。「他人に因りて左右せられ、是非せられ、猶且つ支配さるゝ」のは、恋愛による婚姻であつても生じうることはらずで、注(17)に引いたような箇所を見る限り、それに鏡花が気付いていなかったとは考えにくいのではないか。恋愛による婚姻であれば奨励する、という主張を述べることができない本論説の論の展開自体がそのことを証しているとも言え、その点が、同時代の巖本の「婚姻論」のような〈相思の愛ある婚姻〉をストレートに奨励する論説と「愛と婚姻」⁽¹⁸⁾との差異であると言える。

愛の有無に関わらない社会制度としての婚姻の問題に鏡花の目が向けられていることは、先行研究に於いても指摘されてはいる。市川氏の論の中でも、「愛と婚姻」には「結婚そのものへの疑問」があり、「愛による関係を至高のものに見做す」鏡花にとって、「結婚はそれ自体が愛を束縛するもの」、「親の周旋によろうが、自由恋愛によろうが愛と

は相容れないもの」であると述べられている箇所があるし(三〇頁)、上田正行氏にも同様の指摘がある。⁽¹⁹⁾しかし、上田論では「愛と婚姻」本文の分析がなされておらず、市川論では、注(13)などに引いた同論文の別の箇所での発言と矛盾があるため、その論旨に疑問が残る。よって、論説の文言や構成に即して再度見直しておく必要があると言える。結論を急がず、以下、論説の本文に即してもう少し詳しく見てゆくことにする。

③ 「愛と婚姻」の主張——制度としての婚姻否定——

本論文冒頭部に引いた箇所に戻そう。鏡花が「社会の婚姻」を、「愛を束縛して、压制して、自由を剥奪せむがために造られたる、残絶、酷絶の刑法」と言う時、ここで主張されているのは、〈恋愛によらず、家の存続のためにみなされるような婚姻の否定〉であるのか。そのようなことは文脈からは読み取れない。論説の引用部の直前を見れば、批判の対象とされているのが何であるのか、些かも疑いを容れない。曰く、「人の未だ結婚せざる」「うちは何人が何人を恋するも」「愛は自由」である、と。まず、鏡花が「親や親類によつて相手が定められ、彼らに祝福される当時の結婚のあり方」に拘つて、それを批判する(市川論文二七頁)というところに照準を合わせていたとしたら、当時の状況がそもそも自由な恋愛を許容しにくいことを重く見る論旨に傾くはずであり、このように〈恋愛の自由〉を堂々と断言すること自体に違和感が生じる。鏡花が、周囲によつて相手が決められる婚姻のあり方を批判する、というようなどころにのみ囚われていなかったことは、更にその次に続く発言が明白に証している。曰く、「一旦結婚したる婦人」は、「吾人は渠を愛すること能はず」「社会がこれを許さざるなり」と。ひとたび結婚した女性は、「婦人といふものにあらずして、寧ろ妻といへる一種女性の動物」という言辞に端的に表されているように、婚姻によつて「妻」となり、夫以外の人と関わつて愛し愛されることが不可能になった者は、人間外の「動物」に等しい存在だといふの

である(以上、一二六頁)。本節冒頭に再度引いた引用部は、こうした批判からの流れでその直後に置かれるのであり、そうなることは、恋愛の自由を奪い、人間の心情を型に嵌める制度への嫌悪感の表明ということになり、取りも直さず、対既婚者であろうとも、彼女(彼)を愛する自由は侵されるべきではなく、既婚者の側もまた配偶者以外の人を愛する自由が保たれるべきである、という主張に限りなく接近していくものであると言える。

この社会制度を無化する過激な発言に於いて、右では女性が例に挙げられているが、ここで問題視される婚姻による束縛は、女性にのみ該当する、とされているわけではない。

妻なく、夫なく、一般の男女は皆たゞ男女なりと仮定せよ、愛に対する道德の罪人は那边にか出来らむ、女子は情のために其夫を毒殺するの要なきなり。男子は愛のために密通することを要せざるなり。(中略)然れども斯の如きは社会に秩序ありて敢て許さず。(一二六頁)

ここで説かれているのは、婚姻という制度に嵌めなければ、人は心の赴くままに人を愛することができる、ということである。その一方で、一人の人と添うにしても、法的な制度で守られることによって安寧を得るのではなく、思い合う者同士の心一つで、その関係を保たなければならない、という主張が次のように断定的に語られる。

或は婚姻を以て相互の愛を有形にたしかむる証拠とせむか、其愛の薄弱なる論ずるに足らず。憚りなく直言すれば、婚姻は蓋し愛を拷問して我に従はしめむとする、卑怯なる手段のみ。(一二七頁)

鏡花が否定しようとしているのは、恋愛によるよらないに拘わらず、人間の自由な感情の動きを制御する法的な婚姻制度そのものであり、同時に、婚姻という社会制度に頼らずとも維持することが可能な力を恋愛に求める、そういったことを極めて激しい調子で主張していることは、論を俟たないだろう。であるからこそ、市川氏も「愛は婚姻制度すら否定しかねないもの」(三〇頁)と、そのことに気付いていることを論の中で露呈しているのである。が、にも拘

わらず、結局「鏡花は、このまま結婚とそれを強いる社会とを否定し去るわけにはいかなかった」（三二頁）と論を軌道修正して歯切れが悪くなるのは何故なのか。その理由については、次節で見解を示す。

④ 「愛と婚姻」の主張——社会と個人との対立——

このように本論説は、人間の自由な心の動きを抑圧・制限するものとして、婚姻制度を否定する。そして、こうした考えに立つ場合、当然ながら社会と個人との対立は避けられない、ということになる。「社会のためには歎ずべきのみ」とされる「情死、駆落、勘当等」も、「これ皆愛の分弁」であるからには、「其人のために喜び、其人のために祝して、これをめでたしといはむも可なり」と、価値観の転換が図られて、当人同士にとってみればむしろ喜ぶべきこととして賛美され、社会的禁忌も無視される（二二六頁）。

市川氏は、「社会のために個人は自由を奪われ、支配されている」「全ての苦難は「社会」によって与えられる」という主張を読み取り（二八頁）、「愛と婚姻」における「社会」の占める大きさを知ることが出来る」（二九頁）と認めつつも、「社会の力の前に屈し、むしろその敗北を受け入れて喜んで情死を選ばせ」るような、「鏡花にとって社会とは対立して批判すべきものではなく、受け入れて利用するもの」（三〇頁）であったとしているが、ほんとうにそう言えるだろうか。背後にある社会の力の強大さが主張されつつ、論の中盤では「残絶、酷絶の刑法」「卑怯なる手段」といった婚姻制度に対する先鋭化した批判が畳みかけられる。この後の論旨を追う限り、「この評論が社会への批判を主旨としたものであると単純には言い切れない」（市川論文二九頁）という解釈には疑問を禁じ得ない。

市川氏は、論説本文ではなく、「予備兵」（『読売新聞』〔明治二七・一〇・一〇二四 日就社〕）「夜行巡查」（『文芸倶楽部』第四編〔明治二八・四・二〇〕）「海城発電」（『太陽』第二卷第一号〔明治二九・一・五〕）など、同時期の小説作品を例に挙げ、

「社会に対する義務」に強迫的に捕らわれていた作者にとって結婚は否定し去ってしまったものではなかったはずだ」として、「愛と「社会に対する義務」との間で評論は大きく揺れている」と述べている（三三頁）が、少なくとも本論説そのものからは、そういったことは読み取れない。前節末尾でも疑問を呈したが、「愛と婚姻」の、というよりも市川氏の論の揺れは、総じて、論説の読解に小説の読解（しかももちろんそれは唯一絶対のものではない）を持ち込んでくるところに生じている。小説を援用して書かれていないことまで論説の中に読もうとする論法には疑問を覚える。小説と論説、表現の媒体が違えば、作者の表現のあり方も異なってくる可能性があるからである。即ち、例えば論説に於いては、社会制度否定といった自らの主張を忌憚なく展開できたとしても、それを、生身でないにしろ小説の登場人物という複数の人間を通して描き出そうとする時、作者の持つ主張が、ストレートに登場人物の主張・言動として表されるとは限らない、ということである。同じ作者によって書かれたものであっても、論説と小説それぞれを一旦まず個別に検討し、その主張や性格を導き出したうえで、小説・論説をつき合わせた時に何が見えてくるか、ということを考える方が、そうした媒体の違いによつて生じる問題なども見えやすくなるのではないかと考えられる。

市川論では、肝心の論説の結論部分に言及がないが、そこを無視してはならないであろう。論説の掉尾は、次のような表現で締め括られている。

再言す、吾人々類が因りてもて生命を存すべき愛なるものは、更に婚姻によりて得らるべきものにあらざることを。人は死を以て絶痛のことゝなす、然れども国家のため、君のためには喜びて死するにあらずや。婚姻亦然り。社会のために身を犠牲に供して何人もめでたく、式三献せざるべからざるなり。

（一二七頁）

婚姻を死に喩え、人の身を婚姻という名の供議台に供えさせる社会の力の強大さを、死に伴うこの上ない痛みをも人に甘受させる国家・君主の絶対性と等しく並べて、波線部の如き表現を用い、何人も逃れられないものとして訴えて

いる。ここには、個人の力では抗えない社会というものの強大な圧力に対する意識と、それによって支えられている婚姻制度への批判の姿勢が鮮明であること、疑いがないものと言えるだろう。

以上、先行研究に於いて曖昧なまま残されていた点を吟味しつつ、「愛と婚姻」をその本文に即して再度読み直してみた。ここで主張されているのは、〈愛なき婚姻の否定〉ではなくて、愛があろうとなかろうと、個人の自由な感情の動きを圧制する社会と、その社会を支える制度である婚姻そのものの否定であると言える。

次章以降では、こうしたことを主張する本論説の同時代に於ける意義を掘り下げたい。

二 「愛と婚姻」に於ける社会批判の意義——初出誌『太陽』の性格と比較して——

前章では、愛の有無に拘わらず、社会とそれを支えるものとしての婚姻制度への批判が「愛と婚姻」を貫く主張であると結論づけた。では、この主張は、論説発表時に於いてどういう意義を持ったであろうか。本章では、それを初出誌との関わりに於いて論じる。この点については、先行研究では市川氏がごく簡単に触れているのみで、これまでに十分意識されてこなかった。²¹ 改めて初出誌の中で見た時に、鏡花のこういった意図や姿勢が見えてくるか、考察する。

① 雑誌『太陽』の家庭欄の中で

ここでもまず、初出誌『太陽』と、「愛と婚姻」が発表された「家庭」欄の性格を把握しておきたい。『太陽』は、第一巻第一号（明治二八・一・五）巻頭に、「今後の同胞四千余万は復た深窓に眠るの日本人に非ずして、五大洲中に濶歩するの大日本人と為れり」（二頁）といった、発行者大橋新太郎による発刊の辞を冠して堂々刊行された。日清戦役を背景に、国力増強に一役買おうとする軒昂たる意気を漲らせる右の辞では、「我邦文明の真相を発揮して之を宇内に宏

にせんこと、蓋し国民の任務たり」「国光を世界に輝かすの端を開き」といった文言が反復強調される（以上二頁）。また、同号「家庭」欄冒頭に掲げられた趣意書では、「家を治むるは国を治むるより難し」との建て前の下、「家庭団欒の道を教へ国民の品格風儀を増進せんとす」といった目標が示されている（以上二四六頁）。

こうした国家・国民としての意識を読者に促そうとする姿勢は、「家庭」欄所載の論説に於ける、「此社会の中に人の人たる道を尽さんとするには」（二四六頁）であるとか、「人の子たり臣たる者の、第一の職務は、先づ己の身体を強壯にし」「君父に臣子たるの道を尽す」ことである（二四七頁）、などというふうには、社会のため、君主のために尽くすことが国民の義務であると位置づけている文言にも明らかである。

そして、こうした論調の中では、男性のみならず、女性も〈国民〉として〈国家〉の中に組み込まれ、持ち場を与えられていくことになる。注（22）に挙げた論説は、第二号（明治二八・二・五）にかけて連載されているが、そこでは、「嗚呼大和女子たるものは実に国家に対して、大なる責任を負ふて居ります、将来の日本をして真個世界の一等国となし、最強国となす可き吾人の相続者たる、小児の教養法に関する全権を委託せられたるものであります」（二四二頁）といった主張が見られる。また、同じく第一号「家庭」欄所載、寒澤振作「婦人の令名」には、「淑女、良妻、賢母と称せらるゝ」ことができれば「婦人のつとむべき道は充分にて、人生の能事了れりと云ふべきなり」（二四九頁）とあるように、当時の社会が女性に期待していた役割が明確に提示されている。寒澤は次のようにも言う。

抑々人の世に立ちて尤も希ふ所のもの何なりやと問はる、人たる道を履み行ひて、社会より名誉と尊敬とを得るより大なるものはなかるべし（同右）

「一旦結婚したる婦人はこれ婦人といふものにあらずして、寧ろ妻といへる一種女性の動物なり」という鏡花の批判は、こうした同雑誌同欄で展開されていた、社会を喜ばせる良妻賢母であること以外の道を女性に認めない発言に対して、

突きつけられていたものであったと言えるだろう。

② 鏡花の対社会の姿勢

鏡花は、婚姻の「表面」的な意味としては、「国家を造るべき分子」「親に対する孝道」「家に対する責任」などとして、「総括すれば社会に対する義務」と定義した（二二七頁）。傍線部のように掲載誌掲載欄の趣旨を意識していることを窺わせる文言を鏤めながら、しかし、右のすぐ後に続けて、「然も我に於て寸毫の益する処あらず」（同右）と、それらを個人と対立するものと捉え、一言の下に切って捨てている。前章に具体的に引いた発言の数々を見ても、掲載誌・欄の趣旨に、敢えて反旗を翻すような姿勢を鮮明に見せていると言ってよいだろう。

市川祥子氏は、『太陽』家庭欄の他の記事の概略を簡潔に述べ（注（21）参照）、その中で「愛と婚姻」の掲載は異質な感じを受ける」（二七頁）と言うが、「異質」というだけでは済まされないものがある。雑誌や欄の性格として目指されているのが、ほかならぬ国家・国民意識の養成であるからだ。日清戦役と重なる当時の時代の状況を思う時、「国家のため、君のために」「死すること」「社会のために身を犠牲に供」することだと捉える発言は、国家やそれに対して国民としての義務を尽くす道を否定するということであり、非常に重い意味を持つと考えられるのである。こうした点を意識して見ると、「愛と婚姻」に於ける、鏡花の社会と対峙しようとするあり方が、浮かび上がってくると言えるのではないだろうか。

文学史的に見れば、この後、幻想文学をその本領としてゆく鏡花に対して抱かれる、現実から目を背け、それと斬り結ぼうとしない、といった作家像が根強く存在する。例えば弦巻克二氏は次のように述べている。

日清戦争をも背景に国家至上主義が横溢するのが「外科室」の時代でもあった。その意味で言えば、鏡花は明ら

かに国粹主義的風潮には背を向け、彼等が實際的と称する方向には目を瞑つて、より抽象的な博愛精神へと呼びかけていたことになる。⁽²³⁾

国家至上主義に反する立場を保っていた、という点は、今回の検討でも明らかであるが、右引用の傍線部に見られるような、国家・社会と対峙することに消極的であるとする鏡花理解には、見直しが必要な部分があるのではないだろうか。今回の検討を通して改めて確認したような、「愛と婚姻」に於ける社会・制度そのものへの批判や、掲載誌・掲載欄の趣旨と対立する姿勢を打ち出していることなどの重みを考えれば、見たくないものは見ずにやり過ごしていくようなイメージとは異なる鏡花像が立ち上がってくる。

同時代評でも、「愛と婚姻」の執筆について、次のような批評がなされていたことを附言しておきたい。『文学界』第二十九号（明治二八・五・三〇 文学界雑誌社）所載、「太陽第五号」（無署名）からの引用である（以下、タイトルを「愛と婚姻」ではなく「愛と結婚」としているが、『太陽』第五号についての批評なので「愛と婚姻」を指していることは間違いない。なお、この箇所の引用部の圏点は底本のママである）。

鏡花子は何の激する所がある、何ぞ愛と結婚の編の痛烈なる。面白きかな子が着眼。苟も文明の文壇に立たむとする者は、すべからく這般の覚悟を要するや論なし。⁽²⁴⁾

現代の論者たちの次のような発言、即ち「愛と婚姻」の論調には鏡花のある切迫感が認められる」（市川論文二八頁）、「すくなくともかれはいかにも新人らしい、過激な言説をもって俗世と対峙しようとしている」（笠原伸夫氏⁽²⁵⁾）、等々に接する時、『文学界』の評者が感じた、鏡花が論説に込めた「痛烈なる」ものが、現代にも届いていることを感じさせられる。

市川氏は、「愛と婚姻」を評して「愛が社会に受け入れられない場合、個人は社会を変革していこうとする方向を持

たず、大きな社会の前に屈することしか想定されていない」（二九頁）と述べているが、反社会的見解を「鏡花生」の筆名で公にした鏡花自身は、社会の力の下で打ちひしがれているばかりであったとは到底言えない。また、十川信介氏も、「〔論者注…観念小説期の鏡花の小説に於ける〕「不自然」さは、彼が自分の中にいだいている別世界の想念をまだ十分に形象化できず、流行の「社会に罪あり」というような風潮に安易にもたれかかったことにもとづくものであった」とかつて指摘したが、観念小説執筆と同時期の「愛と婚姻」に、傍線部のような「安易に」「流行」に乗るといような姿勢は読み取ることはできないのではないか。同時期の小説を通して、鏡花は、どのように社会と対峙してゆくべきか、社会に屈しないためにはどのようにすればよいのか（結果として社会と向き合わない主人公を描き出す作品も存在するわけだが）、ということをも、模索していたのではなかったか。小説に於ける展開については今後の課題としたいが、その前に本論での最後の検討として、同時代の恋愛・婚姻論との比較を行っておきたい。

三 「愛と婚姻」に於ける社会批判——同時代の恋愛・婚姻論と比較して——

「愛と婚姻」及び、同時期の「外科室」をはじめとする作品を論じる際、透谷の「厭世詩家と女性」に言及されることは少なくない。「厭世詩家と女性」は、『女学雑誌』第三〇三号（明治二五・二・六）に（上）、同誌第三〇五号（明治二五・二・二〇）に（下）が掲載されている。笠原伸夫氏は、「愛と婚姻」に見られる婚姻及び社会批判を、「これはもちろん鏡花の独創的考えとはいえない。すでに北村透谷が「厭世詩家と女性」〔『女学雑誌』明治二十五年二月〕のなかで、この世における愛の優位性を熱く説いている」と述べている。²⁷ また鈴木啓子氏も、『外科室』の恋愛至上主義的な発想が、透谷等の影響下にあるものか、鏡花固有の内発的なものであるかに結論はついていない」として、明治二十年代から三十年代にかけての小説作品に於ける展開に言及し、「恋愛を哲学的に煩悶する主人公への再三の試みは、

鏡花の精神的恋愛への並々ならぬ関心と意欲を語るものでありながら、同時にその挫折は、このテーマが鏡花にとつて、内発的なものではなく、外から与えられた観念にすぎないことを示唆しているように思われる」⁽²⁸⁾と述べている。但し、いずれも「厭世詩家と女性」と「愛と婚姻」との具体的な比較検討はなされていない。

本章では、特に本論で注目してきた社会に対する姿勢ということに焦点を当てて、両者の共通点と相違点を探りたい。その際、透谷が「厭世詩家と女性」の中で言及している（上、第三〇三号六頁上段）同時期の恋愛論である、幸田露伴の「風流悟」（注（20）参照）も念頭に置くようにする。

① 透谷と鏡花との差異——「厭世詩家と女性」と「愛と婚姻」——

恋愛は人世の秘鑰なり、恋愛ありて後人世あり、恋愛を抽き去りたらむには人生何の色味かあらむ

透谷が「厭世詩家と女性」冒頭部で、このように謳ったのは明治二十五年。恋愛を人世の秘奥に踏み入る鍵として最重要事と位置づける、その捉え方は、約三年後に発表された鏡花の「愛と婚姻」に於いても、「吾人々類が因りてもて生命を存すべき愛なるもの」というふうに生きている。但し、「愛と婚姻」に於いてその後が続くのは、先にも見た通り、（我々人類がそれによつて生命を存在させるべき＝生きる拠り所とすべき愛なるものは）「更に婚姻によりて得らるべきものにあらざることを」（以上、一二七頁）という主張であった。「結婚を以て愛大成したるものとなすは、大なるあやまり」（一二六頁）というように、この論説は、恋愛と婚姻とをストレートに結びつけず、むしろ婚姻という制度の否定に強く傾斜していったことは、本論文一章で見た通りである。

婚姻を否定的に捉えることそのものは、透谷に於いても見られる発想であること、周知の通りである。「恋愛の厭世家を眩せしむるの容易なるが如くに婚姻は厭世家を失望せしむる事甚だ容易なり」（「厭世詩家と女性」（下）、六頁下段）と

言うように、厭世詩家は、「実世界」と相容れず、それとの「懸絶」甚だしき（同右、七頁上段）故に、「想世界」・恋愛への傾倒が「激切」なものとなる（同、六頁下段）。であればこそ、「実世界の束縛」（同、六頁上段）を代表する婚姻に失望し、恋愛した女性をも終には「忌はしき愛縛」（同、七頁下段）と感じざるを得なくなるという。こうした婚姻否定の論を展開するにあたって、透谷と鏡花の差異もまた、顕著に認められる。

「厭世詩家と女性」（下）では、「男女既に合して一となりたる暁には」「今迄は縁遠かりし社界は急に間近に迫り来り、今迄は深く念頭に掛けざりし儀式も義務も急速に推しかけ来り、」「社界組織の網縄に繋がれて不規則規則にはまり、換言すれば想世界より実世界の擒となり、想世界の不羈を失ふて実世界の束縛となる」（三〇五号六頁上段）とされる。この辺りの論旨は婚姻を社会に対する義務とする「愛と婚姻」に近く、鏡花が透谷を意識していた可能性が窺える。但し、両者の違いは、このように言いつつも、透谷が一般論としては、婚姻の意義というものを認めている点である。精神的領域である「想世界」と、社会に代表される「実世界」との対立の中で、「想世界」の側にあった「恋愛」は、「結婚」によって「実世界」の側に移行する、即ち「婚姻は人を俗化したとする」とする一方で、透谷は、「俗化する人は人をして正当の地位に立たしむる所以にして上帝に対する義務も人間に対する義務も、（中略）徳義も人の正当なる地位に立つよりして始めて生ずる」、「故に婚姻の人を俗化する人は人を真面目ならしむる所以にして妄想滅じ実想殖ゆるは人生の正午期に入るの用意を怠らしめざる基ひなる可けむ」と述べている（以上、三〇五号六頁上段～下段）。

独り棲む中は社界の一分子なる要素全く成立せず、双個相合して始めて社界の一分子となり、社界に対する己れをば明らかに見る事を得るなり。（上）末尾、三〇三号八頁）

これらの発言は、透谷が社会的な婚姻の意義を認めて人及び人の世にとって益があるものと捉えていることを示しており、鏡花が「愛と婚姻」で主張している考え方——婚姻は社会に対する義務でしかなく、個人にとっては益なし

——とは、明らかに差異が認められるであろう。

両者のこうした違いはどこから生じているのか。それを考える上で注意すべきは、透谷がこの論説で、「厭世詩家」の「常人」との違いを強く意識し（下、三〇五号六頁下段、一般の人と「厭世詩家」とを分けて考えている、ということであろう。「想世界」に拠ること多きあまり、「実世界」と相容れない（つまり、「恋愛」から「結婚」に円滑に移行できない）「厭世詩家」に焦点を当てればこそ、婚姻は「実世界の束縛」と捉えるしかなくなる。しかし、「常人」にとってみれば、婚姻は「人をして正当の地位に立たしむる」もの、「人を真面目ならしむる」ものとなる、ということ透谷は主張していた。鏡花が婚姻の「表面」の意味を「社会に対する義務」とし、「社会は人に因りて造らるゝものにして、人は結婚によりて造らるゝ者」と言う時、右の透谷の論に重なるところがあるのを認めることができる。しかし、「愛と婚姻」は、恋愛・婚姻の問題点を考えるに当たって、例えば文学に携わる者と「常人」とを区別するというようなことはしておらず、すべての人の問題としてひとしなみに捉えていると言える。社会と個人との対立を、「厭世詩家」というような「常人」外の特別な人間の手に帰するのではなく、「常人」のものとして一般的なところに引き下ろしている、ということである。これによつて、「愛と婚姻」は、かえつて社会と個人との関係に於いて、社会に対し譲歩できる余地を残さず、特別な人間が抱える問題としてではなく、全ての人の問題として、その対立を鋭く意識していると言える。

② 鏡花と露伴との差異——「愛と婚姻」と「風流悟」——

同時代の論説としては「厭世詩家と女性」に先んじ、透谷が意識していることが明らかである「風流悟」にも触れておきたい。「恋」を「牢獄」に喩えるも、束縛され、囚われることを自ら望むことで、「牢獄」が「楽園」と化す、という特徴的な論旨を持つ「風流悟」だが（引用は注（20）に同じ。論の冒頭と末尾（三七一、三九〇頁）参照）、この論説で

は婚姻というものをどのように捉えているだろうか。「我は（中略）知り得たり 世の所謂恋の成就なるものが左まで価値を有せざるものなることを」と言う露伴は、「成就を望むの念はむしろ恋の念とは別なるものなることを」主張し、蓋し自己が恋ひ慕へる女子若しくは男子を婦妻若しくは所天とすることを得たるを恋慕の完結と世は云ふなれども 極めて疑ふべきことならずや
（以上三八五～三八六頁）

と、世俗的な婚姻に否定的で、これを「恋慕の完結」とは言えないとする。

この考え方は、透谷や鏡花の見解とも重なる部分を含みつつも、但し、婚姻を否定する理由が、透谷・鏡花と露伴とは異なっていると言える。婚姻によって生じる社会による束縛・圧制を否定する透谷（但し特に「厭世詩家」に於いて）や鏡花とは異なり、露伴は、「世の所謂恋の成就」に至るまでの「智慧の働き」、我が意を遂げんとする「強き意の働らき」を否定する（以上三八六頁）。「恋慕はたゞ恋慕なり」（三八六頁）とする露伴の言う「真の恋慕の成就」とは、次のようなものである。

唯一の恋慕の念の彼女に感得せられて、而して彼女の我に対して又唯一の恋慕の念を発せる時 是れ真の恋慕の成就なり、さる時は我と彼女とが間の都ての障礙物は素より雲消霧散するなり、さる時は無形的に我と彼女とが夫妻たるべきのみならず 具象的にも夫妻たるべきなり、如何となれば此世界全軀が我等の間を隔つるとも 我が恋慕の火と彼女の恋慕の火とが勢ひ焼き尽すべければなり
（三八九頁）

ここで言うところの「夫妻」とは、「天の帝の命として我等夫妻たるべきもの」とされるものであり、「悪魔の手によつて成されたるもの」である「世の所謂恋の成就即ち普通の婚姻」とは区別される（三八九頁）。お互いの「恋慕の念」が互いに「感得」されさえすればすべての障害が消滅するという、この言わば楽天的な発想に於いて、恋する者同士の思いが感応し合う「真の恋慕の成就」の前には社会など眼中に入ってもこず、恋愛を束縛し圧制する社会・婚姻を

問題視する考え方に立つ透谷・鏡花と、恋愛・結婚の問題を考える際、そうした社会の強大な力を介在させない露伴との間には隔たりがあると言えるだろう。

③ 透谷・露伴に対する鏡花の位置

こうして先行する透谷や露伴の恋愛・婚姻論と見比べてみた時、鏡花の「愛と婚姻」に見られる反社会の姿勢と婚姻制度否定は、強く、また直截的なものであると言えるのではないか。三好行雄氏は、透谷にとつての「〈想世界〉」とは現実的な達成であり「〈実世界〉」自体の止揚・昇華として、「〈実世界〉」そのものに樹立されねばならなかった」として、「透谷は、現実の社会が「精神の自由」を許し「恋愛の至上」を承認する事を要求した」のに対し、「鏡花にあつては既に戦は放棄される。なぜなら、鏡花にとつて現世は二義的な存在でしかなく、芸術に生き舞台に遊ぶ自我こそあくまでも重要だった」「いわば彼の芸術至上主義は、〈俗世〉の外側に〈芸術〉の場を築き、其処に己の感情を仮託して生きる事であつた」（同注（8）、二八頁）と述べたが、本論で見てきたことを振り返った時、鏡花がはじめから現実との戦いを放棄していたとは言えない。小説「外科室」に関しても、「実社会との葛藤をほとんど持たないところに、この想界の特質がある」とする十川氏の見解（注（12）参照）には同意するが、主人公二人が「実社会との葛藤をほとんど持たない」にしても、作者鏡花が、この作品に実社会との接点を用意しようと意図したことは明らかに認められるのであり、当時の現実から完全に遊離してしまうことも鏡花にとっては避けたいところだったに違いない。⁽²⁹⁾ 実社会の掟を超越した境地に達する人々を描き出すにしても、そこに向けて飛翔する力が実社会の現実の中に萌すものであることを、同時代の現実と緊密に接点を持つ設定の中に描くことが、鏡花が「外科室」で試みたかったことなのではないだろうか。そしてその背後には、社会の圧力を重く見る、現実と対峙する作者鏡花が存在していたのである。

本論冒頭に引いた一葉の「随感録 一」は次のように続き、恋というものの実態を捉えることの難しさが語られる。「凡情うかゞふべからず 凡眼みるべからず 哥へども及ばず 描けどもならず 哥ようは只その熱情の其こりたるしたゝりに過ぎず」と。しかし我々後世の者にとっては、明治二十年代というこの時代に作家たちが恋愛や結婚の問題とどう向き合いどう捉えていたのか、それは彼らが書き残したもののの中に窺う以外に術はない。

本論では、泉鏡花の「愛と婚姻」を、研究史の問題点を指摘しつつ再度読み直し、同時代に於けるその特色の一端を確認した。ここで展開された鏡花の主張が、小説という別の媒体に移しかえられた時にどういった形をとるかということは、今後改めて考えたい。本論で見た、社会と対峙する際の鏡花の鮮烈な姿勢は、同時期の小説の中で登場人物に刻印され、その身体を借りて世に問われていたと言えるだろう。「外科室」に於いては、貴船伯爵夫人が夫の目前で、思い人が握るメスによって「あどけなき微笑」(二〇頁)を浮かべて自死する姿に。「琵琶伝」⁽³⁰⁾に於いては、ヒロインのお通が、新婚初夜の床の上で、夫重隆から「吾を良人とした以上は、汝、妻たる節操は守らうな」と問われた時の、「いゝえ、出来さへすれば破ります！」⁽³¹⁾と言う返答に。彼女らが社会の前に虐げられ、敗北しているだけであつたならば、こうした意思表示もできるはずがなく、あどけない笑みを浮かべて死ねるはずもない。社会と葛藤せず、むしろそれを無化する彼女らの姿勢に、鏡花の社会への対峙の仕方が表れている。こうしたヒロインの造形は、社会に背を向けていたらしえないものではなかったか。もちろん、これらについても研究史で様々言及されてきたのだけれども、それらの諸説を整理し、問題点を明確にする時期が来ているように思われる。

そして、これらの小説に於いては、現実との接点を持ちつつも、非現実的要素Ⅱ〈幻想〉が発動する契機もまた胚胎している。今回見たように、「愛と婚姻」には、その主張には不一致が見られるにしても、透谷の影響を窺わせるところが見て取れた。一方、虚構の小説に於いては、例えば社会の力が無化される境地を描く「外科室」などに、本論

三章②で見たような露伴の「風流悟」の影響が及んでいるのではないかということを思わせられる。これらについては別稿を期すこととしたい。

※本稿は、二〇一五年度の「講読近代」の授業内容を基にしている。

注

(1) 当日記表書に「廿五年八月／随感録一／一葉」とある。『樋口一葉全集 第三卷(下)』(一九七八・一一・一〇 筑摩書房)所収、七二六頁。以下同全集を『全集三(下)』というように略記し、発行所名を省略する。なお、本論文では、引用全般にあたって漢字の旧字体及び変体仮名は通行の字体に改めた。また、合字を開き、ルビや圈点を適宜省略し、濁点を補った箇所がある。引用部の傍線・傍点等は、特に断らない限りは論者による。

(2) 日記「わか艸」末尾には、友人の野々宮菊子から「新約全書一冊 女学雑誌七冊」を借りたことが記されており、『全集三(上)』(二九七六・一二・一五)四九頁、これは「蓬生日記一」より、明治二十四年十月二十四日のこととわかる(同右六七頁)。同二十五年三月五日にも、萩の舍同門の前島菊子から『女学雑誌』を借りている(「につ記二」『全集三(上)』一〇六―一〇七頁)。また、「随感録一」の中には、「外教を嫌ふ人あり」と、キリスト教を「何故とはしらず」「是非をとはず」厭い退ける人々への批判が記されてもいる(『全集三(下)』七三二頁)。「新約全書」はこの時期多くの版が刊行されているが、『全集』脚注に拠れば明治十四年、米国聖書会社発行のものである(同書は国立国会図書館デジタルコレクションで確認可)。

(3) この点については、拙著『一葉文学の研究』(二〇〇六・三・二四 岩波書店)に於いても言及している(同書六〇八章参照)。

(4) 第六章、『女学雑誌』第二七七号(明治二四・八・八 女学雑誌社)一頁。「婚姻論」は、二七三号(明治二四・七・一一)、二七五号(同・七・二五)、二七七号に分載。

(5) 『女学雑誌』第二七六号(明治二四・八・二)所載、一七頁。署名は「撫象子」。

(6) 鈴木啓子「溢れでる身体、そして言葉——泉鏡花『外科室』試論——」、『日本近代文学』第五八集（一九八・五・一五 日本近代文学会 一二二頁。鈴木氏の発言は、市川祥子氏の論を引くかたちで述べられている。市川氏の論については、本論一章以降で検討する。

(7) 興津要「『外科室』の一考察——江戸小市民鏡花論——」、『日本文学教室』第九号（一九五一・四・一 蒼明社）三七頁。以降の興津論の引用も、すべて右による。

(8) 興津論、同右。三好行雄「泉鏡花における〈虚構〉の意味」では、興津氏と同時期に、三好氏も、「外科室」下末尾の語り手の問いかけ「語を寄す天下の宗教家、渠等二人は罪惡ありて、天に行くことを得ざるべきか」（二三頁）を、「現世的な障碍に妨げられて遂に相結ばれ得ぬ二人の男女に寄せる彼「論者注…作者鏡花を指す」の同情と怒りであり、報われぬ純情の嘆きを殆んど情死的な死に流し去つた彼等への肯定だつた」と解釈している。『国語と国文学』第二八卷第三号（一九五一・三・一 東京大学国語国文学会）二六頁。

(9) 吉田昌志「解説」、『新編泉鏡花集』第三卷（二〇〇三・一二・五 岩波書店）四八八頁。

(10) これに照らせば、吉田氏が「観念小説期の泉鏡花——兵役と戸主相続の問題を通して——」（『国語と国文学』第七二卷第八号（一九九五・八・一 東京大学国語国文学会）六二頁）に於いて述べている、「評論「愛と婚姻」が補強する「外科室」の主意」を、「我執」を越える「無我」の愛を謳い、これを社会通念ないしは制度へ対置することにより、社会と相容れざる恋愛の純粹性を高く掲げるところにあった」とする見解の中での、「社会通念」「制度」というのも、当時の「個人的な愛情を度外視したところに成立する」婚姻というものを想定していると思われる。

(11) 注(10)に同じ。同論文六二頁、及び六二～六三頁。

(12) 十川信介「『不健全』な文学——明治二十八年前後——」、『文学』第五一卷第二号（一九八三・二・一〇 岩波書店）二六頁。十川氏は、「外科室」の愛は本来お互いの心の中で完成している愛であって、婚姻制度によって妨げられているわけでもなく、また現世での結合を望んでいるわけでもない。むしろそのような実社会との葛藤をほとんど持たないところに、この想界の特質が

ある」とする(同右)。

- (13) 市川祥子「泉鏡花「愛と婚姻」論——「外科室」の解釈に向けて——」、『群馬県立女子大学紀要』第一七号「国文学国語学篇」(一九九六・二 群馬県立女子大学)。当論文では、その冒頭から、「愛と婚姻」と同様に旧来の婚姻制度を批判し、恋愛結婚を奨励するという論旨を持つものは当時において珍しいものではない」と主張されている(二七頁)。

- (14) 楠原智恵「泉鏡花「外科室」私論——視覚から触覚へ——」、『近畿大学日本語・日本文学』第九号(二〇〇七・三・三一 近畿大学文芸学部)では、「愛と婚姻」に触れて、「鏡花の認識による当時の婚姻とは、新夫婦の愛の形を確認するためではなく、社会のためにするものであった。そして、鏡花はそのようなしがらみを乗り越えた「自由な愛」が認められるべきだと主張している」と述べており(一九頁)、傍線部から、やはり〈当時の愛のない婚姻否定〉と読んでいるようである。青木紗「泉鏡花『外科室』論——舞台としての「外科室」——」(昭和女子大学大学院『日本文学紀要』第三〇集(二〇一九・三・五)も、「鏡花は当時の婚姻制度に對して疑問を投げかけており、現実社会の男女の結婚が本当に幸福なものであるのかといった独自の恋愛観を語っている」(三五頁)とあり、傍線部(圈点部)から、やはり「愛と婚姻」の論旨を〈愛なき婚姻の否定〉と読んでいることが窺える。但し、楠原氏・青木氏の論では、「愛と婚姻」の分析や研究史の整理がなされていない。

- (15) 「愛と婚姻」と同時期のもものと見られる樋口一葉の小説試作「遠山鳥」に於いて、当時の婚姻をめぐる一般論が語られている箇所があるが、そこでは「我が子の心を問ひ定むるとも、女はおもふ事の万分一もいはれぬ物ぞかし」という現状である中にも、「成ほど西洋の学問を今流に心得て、指輪の取かわせとやらを人手かりずに済ます女は世話もなし」というように、女性が自らの意志で結婚するということも、ある得ることとして想定されている。『全集二』(一九七四・九・一〇)三七四頁。未完成資料作品20、『全集』の「補注」は「明治二十八年一、二月頃の作」と推定する(三七五頁)。

- (16) 一二七頁上段後ろから一〇行目、同後ろから六行目、一二七頁下段二、三行目、同六、七行目、同十一行目、同二五、二六行目。
- (17) 「愛は「無我」なり」という考えに立つ鏡花は、「我なきもの誰か人倫を乱らむや」と、無我の愛があれば何も問題も起きるはずがないという状況を仮定しながら、しかし一方で、周囲は「愛」を見ずに、社会的な繋累との関係を良好に保つための「恭

謙」「貞淑」「溫柔」というような徳義や、「出でゝは帰ることなかれ」といった秩序維持のための心構えばかり婚姻に際して重んじようとする、そういう世の婚姻をめぐるあり方に疑問を呈している（二二七頁）。

- (18) 「婚姻論」第六章には、「天縁正に熟し、人愛温かに結び、俯仰天地に恥ぢず、衷心幾千代の睦びを確かむる所ありて、一男一女輒ち永遠の交はりを告ぐ」とある（『女学雑誌』第二七七号一頁）。また、恋愛に対し肯定的とは言えない徳富蘇峰「非恋愛」『国民之友』第二二五号（明治二四・七・二三 民友社）に於いても、「男女交際、自由結婚、是れ明治の社会に於ける、新題目にして、此の題目に渴仰随喜する、青年男女亦た甚だ鮮しとせざる也、吾人必らずしも此に向て攻撃を加んとするにあらず」とある（六頁）。引用は復刻版『国民之友』第九卷（二九六六・一〇・二五 明治文献）による。

- (19) 上田正行「金沢と近代文学——三文豪を中心に」、『国文学解釈と鑑賞』第七三卷二一号（二〇〇八・一一・一 至文堂）一〇頁。「社会の秩序の維持のために婚姻という制度があり、それは愛の絶対性と相容れないというのが鏡花の主張である」と纏められている。
- (20) 「愛と婚姻」からさほど時代が下らない「化鳥」（『新著月刊』第一号（明治三〇・四・三 東華堂））の主人公母子が、学校の「先生」の言う「人間が、鳥や獣よりえらいものだ」（四章、『鏡花全集』第三卷（一九四一・一二・二五 岩波書店）一三三頁）という考えを否定する例もあるように、鏡花は常に「動物」を人間の下位に置くわけではないけれども、「女性の動物」とは、本論説では女性一般を意味する「婦人」（第三段落に「一般の婦人」（二二六頁）という表現がある）から外れる存在とされているので、この文脈では蔑視の意味を込めて使用されていると言える。論説内に「猿猴の愚」という表現も出てくる（二二七頁）。当時の恋愛論に於ける「動物」という語の使い方としては、「愛と婚姻」に先じる、幸田露伴「風流悟」（『国民之友』第二二七号附録「藻塩草」（明治二四・八・一三）初出）に、次のような例がある。「彼女が胸中に有せる無価の宝壺より溢るゝ至妙の香氣に撲たれしよりなり」と説明される、「我」と「彼女」との「恋の起因」を称揚する時、その対極として列挙されるものの中に、「春日花下に虚飾の風流より相逢ひしこと、耳を咬みあふて狂ふ狗の如く手を携へて舞踏せしこと、燧石と鉄と相触れて一時の火の発する如く男は女を男を女は見るが否や動物の慾情の勃発せしこと」とあり、これ「等の起因となりて彼女を愛するにあらず」と、理想の恋に對置され否定されるべきものとして「動物」という語が使用されていることがわかる。本論に於ける「風流悟」の引用は、中野三敏

氏校注、新日本古典文学大系明治編『幸田露伴集』(二〇〇二・七・二四 岩波書店)による。引用箇所は三七五頁。

- (21) 市川氏は、論の冒頭で次のように述べている。以下が、初出誌に触れている全てである。

『太陽』の家庭欄には第一・二号に三島通良の評論「家庭に於ける第一義」が掲載されているが、これは富国強兵を目指して国民の体格を向上させるためには、家庭における妊娠中の過ごし方や栄養についての注意が必要であると説いたもので、他号には著名人の家庭の様子をまとめる中で賢母のあり方を説いたものや、折々の風習の執り行い方や季節料理の作り方などが載せられている。

(市川論文二七頁)

- (22) 第一巻第一号所載、三島通良「家庭に於ける第一義」。

- (23) 弦巻克二「観念小説の時代——「外科室」を中心に——」、『女子大國文』第一一四号(一九九三・一二・二〇 京都女子大学国文学会) 九四〜九五頁。

- (24) 引用は、『文芸時評大系 明治篇』第二卷(二〇〇五・一一・二五 ゆまに書房) 五四頁による。

- (25) 笠原伸夫『評伝泉鏡花』(一九九五・一二・二〇 白地社) 第四章「観念小説とは何か」一二三〜一二四頁。

- (26) 注(12)に同じ。同論文二八頁。

- (27) 注(25)に同じ。一二三頁。

- (28) 注(6)に同じ、二二頁、二三頁。

- (29) 拙稿「非現実」への通路——泉鏡花「外科室」の舞台設定——、『国語国文』第八六卷第六号(二〇一七・六・二五 京都大学文学部国語学国文学研究室)に於いて、主人公二人の出会いの場の設定に於いて、当時の現実を忠実に反映させていることを指摘した。

- (30) 『国民之友』第二七七号(明治二九・二・四) 附録「藻塩草」初出。以下の引用は、岩波新大系明治編『泉鏡花集』(二〇〇二・三・一八) 所載、吉田昌志校注、六〜七頁。

(本学教授)